

ドイツにおける刑務作業

武内, 謙治
九州大学大学院法学研究院 : 助手

<https://hdl.handle.net/2324/14666>

出版情報 : 矯正講座. 22, pp.139-150, 2001-03-20. 龍谷大学矯正・保護課程委員会
バージョン :
権利関係 :

ドイツにおける刑務作業

武内 謙 治

(九州大学大学院法学研究院助手)

はじめに

一九七六年三月一六日に成立し、翌一九七七年一月一日から施行されているドイツの「自由刑ならびに自由剝奪を伴う改善および保安処分の執行に関する法律 (Gesetz über den Vollzug der Freiheitsstrafe und der freiheitsentziehenden Maßnahmen der Besserung und Sicherung)」(以下では、「行刑法」と記す)は、一九九七年に施行二〇周年を迎えた。「再社会化思想は、死んだように見える。九〇年代、ドイツの行刑には、時代の逆戻りが生じた。そこでは、贖罪と刑罰とが自己目的となっている」⁽²⁾。すでにこのような見解からも窺い知ることができるように、再社会化思想が興隆を見せる中で産

声を上げた行刑法は、施行二〇年という節目を祝いをもって迎えられたと言い難い⁽³⁾。しかし他方で、こうした状況の

中、一九九八年七月一日には、ドイツ連邦憲法裁判所が、「ドイツ行刑法の歴史の中で、確実に、Lebach 判決 (BVerfG 35, 202ff.) 以来、最も重要な判決」⁽⁴⁾とも評される判決を、刑務作業に関連して出している。

本稿は、ドイツにおける刑務作業をめぐる議論の現況について紹介することを目的とする。以下では、まず、刑務作業に関する制度を概観し、特に作業報酬に関する規定の立法経緯を振り返った上で⁽¹⁾、一九九八年七月一日連邦憲法裁判所判決の意義を確認し⁽²⁾、最後に今後の展望に触れることにしたい⁽³⁾。

一 刑務作業に関する行刑法の規定

刑法上、作業義務が定められている訳ではないが、行刑法上、被収容者は、原則として作業義務を負う(行刑法第四一

条第一項)。行刑法によれば、作業は、釈放後に被收容者の助けとなるものでなければならず、その能力や熟練度、傾向に適合し、経済的に収益の多いものでなければならぬ(第三七条第一項および第二項を参照)。刑事施設には、こうした作業のために必要な工場や、職業教育および作業治療的労作のために必要となる設備が設けられなければならない(第一四九条第一項を参照)。

被收容者は、作業義務に対応する形で、指定された作業やその他の労作、施設における補助活動に対し、作業報酬請求権を有する。もつとも、法制度上、完全な賃金制が採られているわけではない。作業報酬金の算定は、前年度において、労働者および被雇用者が加入している年金保険全被保険者の平均労働報酬の5%を基礎とする(行刑法第四三条第一項、第二〇〇条、社会保障法典第四編第一八条を参照)。被收容者は、作業報酬金を用いて嗜好品などを購入することが可能であるが、そのうちの一部は、釈放後の最初の四週間、被收容者やその家族に必要な生活費とするための、いわゆる「橋渡し金(Uberbrückungsgeld)」として保管され、釈放の際に被收容者に支払われる(第五一条を参照)。

作業に関連する被收容者の重要な権利としては、作業義務の免除、教育補助金、休業補償、小遣金の保障がある。作業義務免除の規定に基づく有給の労働休暇により、被收容者は

一定の条件下において、免除期間中の報酬に対する請求権をもつ(第四二条)。また、被收容者が職業教育、再訓練、職業補習教育、授業を受ける目的で作業を免除されるときには、教育補助金を受けることができる(第四四条)。さらに、一定の条件下において作業能力のある被收容者に作業や労作を指定することができない場合、休業補償がなされ(第四五条)、被收容者が老齢や虚弱のために働けず、休業補償が与えられない場合には、小遣金を受けることができる(第四六条)。

さらに、刑務作業に関連する制度のうち、特筆すべきものとして、失業保険がある。健康保険や年金保険への加入は未だ認められていないものの、従前から認められてきた労災保障とともに、被收容者には、刑務作業への参加によって失業保険の請求権が認められている(社会保障法典第三編第二六条第一項第四号、第三四七条第三号を特に参照)。

「被收容者が自由刑の執行を逸れ、または執行の緩和を犯罪行為のために悪用するおそれがない場合」という要件下、被收容者には、監視なしに、施設外部での作業(外部通勤)が認められる(第一一条、第三九条)。この外部通勤の運用については、諸ラント間に著しい差違があることが指摘されている。例えば、一九九五年の人口調査日における被收容者一〇〇人あたりの外部通勤許可数を見た場合、Hamburgで

は「Baden-Württemberg」は「Saarland」は四八、Rheinland-Pfalz」は五〇、Nordrhein-Westfalen」は六八となつてゐる。

以上に概観した作業に関連する諸制度や被収容者の諸権利の根拠は、社会との同化原則 (Angleichungsgrundsatz) (第三条第一項) や再社会化目的 (第二条) に求められている。そこで理論的にも、実際的にも重要な位置を占めるのが、作業報酬である。しかし、「再社会化行刑のアクセラシ」⁶⁾とも言われるように、作業報酬が低額にとどまつており、それが釈放時においても大半の被収容者の経済状況が荒廃していることの原因となつてゐることに對しては、根強い批判がある。Axel D. Neuによれば、一九九一年において受刑者が受け取る作業報酬は、一日当たり平均約一〇マルクである。また、Frider Dinkelによれば、Schleswig-Holsteinにおいて男性成人の被施設収容者が受け取つていた「橋渡し金」は平均六一五マルクであり、女性の被施設収容者のそれは平均五〇三マルクであつた。これでは、余りに低額なため、犯罪に原因する損害の賠償を被害者に行つたり、自分の家族の生活費にあてることができない、との批判も根強い。

被収容者が実際に手にする作業報酬が低額にとどまつてゐる原因として、前年度における全ての年金保険被保険者の平均労働報酬の五%を基礎とするという作業報酬金の算定方法

を指摘できる。一九七六年行刑法は、最終的に、賃金制の採用を否定した上で、一九八〇年一月三日を見直しの期日として、この算定基準を採用した。⁹⁾しかし、立法経緯を見た場合、この作業報酬に関する規定は、妥協的性格を強くもつものであつたといえる。¹⁰⁾一九七三年政府草案は、一九七一年連邦司法省行刑法委員会草案を継承する形で、日常の日雇労働者の地域別賃金を算定基準に据えた(第四〇条)。それに対し、連邦議会の特別委員会は、年金保険における全被保険者の平均的な報酬を算定の基礎とした上で(第四二条)、一九七七年一月一日から一九七九年一月三十一日まではその五%を、一九八〇年一月一日から一九八五年一月三十一日までは一〇%を、そして最終的に、一九八六年一月一日からは四〇%を作業報酬とする、という率の段階的な増加を予定する規定を置いた(第一八二条)。こうした連邦議会特別委員会の見解は、連邦議会においては支持されたものの、連邦参議院の場では行刑につき直接財政を負担するラントの強い抵抗に遭い、否決されるに至つた。すなわち連邦参議院においては、算定基準率を段階的に増加させるのではなく、五%に固定することが支持されたのである。連邦議会と連邦参議院とが対立する中で開かれた両院協議会の場では、算定基準率を五%とするという連邦参議院の見解が尊重される一方で、妥協案として、将来、基準率を増加させる可能性を示す規定が

置かれることになり、一九八〇年二月三十一日までに基準率を再検討するという第二〇〇条第二項が規定されることになったのである。

行刑法の施行後、行刑法の期待に沿う形で、行刑法第二〇〇条を改め、作業報酬を増加させようという立法的な動きがなかったわけではない。第八立法期と第九立法期に提出された「行刑の発展のための第一次法案」は、被收容者を健康保険と年金保険に加入させることと並んで、作業報酬を増加させることを目的としていた。⁽¹⁵⁾そこでは、「現在妥当している率では、施設内での活動における関係を施設外におけるものと同化させることは難しい」との認識に基づき、基準率を五%から一〇%に引き上げた上で、見直し期間を一九八〇年二月三十一日から一九八五年二月三十一日へと設定し直すことが提案されていた。⁽¹⁶⁾しかし、こうした立法措置も再び、財政的観点から実現不可能であると主張する連邦参議院の反対に遭い、結局は頓挫している。第一立法期に連邦参議院が公にした「行刑法改正に関する法案」も、五%の基準率を僅か一%引き上げ六%にすると共に、見直し期間を一九九三年一月三十一日に設定することを予定していたが、結局は日の目を見ずに終わっている。

二 一九九八年連邦憲法裁判所判決

こうした中、一九九八年七月一日に、連邦憲法裁判所は、作業報酬に関連して、行刑法第二〇〇条を違憲であると判断した⁽¹⁹⁾(BverfG 98, 169ff.)。この判決が扱う事項は多岐に渡り、作業義務や被收容者の社会保障法上の地位、いわゆる私化 (Privatisierung) の問題にまで及んでいるが、ここでは、作業報酬にかかわる箇所に焦点を当てることにする。

連邦憲法裁判所は、次のように論じている。基本法は、立法者に社会復帰のための実効的な構想を發展させ、その上で行刑を築き上げることが義務づけられている。行刑において被收容者に義務的に割り当てられている作業は、履行された作業が正當に評価された場合にのみ、再社会化のための実効的な手段となる。このような作業に対する評価は、必ずしも金銭的なものでなければならないという訳ではないが、将来自己責任をもち、犯罪と関係しない生活を送るための秩序ある労働の価値を、被收容者にとつての具体的な利益という形で、彼にはつきりと分らせるのに相応しいものでなければならぬ。金銭のみにより、或いは主に金銭により報いられる義務的作業を通しての再社会化、という法観念は、報酬を手にした際、作業が生活基盤の再建のために意味を持つものであ

るということを被收容者が最低限意識できるような場合にのみ、憲法上求められている再社会化に資しうる、と。こうした論理の上で、本判決は、憲法上の再社会化の要請は刑務作業を正当に評価することを求めており、現在行刑法第二〇〇条第一項において規定されている年金保険被保険者の平均報酬の五％という作業報酬はこの要請とは適合せず、基本法に違反している、と指摘しており、遅くとも二〇〇〇年一二月三十一日までは当該規定の改正がなされるべきである、と主張している。

連邦憲法裁判所は、Lebach 判決以来、再社会化原則の根拠を基本法上に求めるといふ観点から、報道、終身の自由刑 (BVerfG 45, 187) などについて判断を積み重ねてきた。本判決の意義は、まずもって、再社会化原則が基本法上の社会国家原則からの要請であることを再度確認し、その観点から、作業に見合っている報酬とは到底言い難いために「憲法違反が全くもって明白」⁽²⁰⁾であると指摘されてきた規定に対し違憲判断を下した点、しかも行刑法施行二〇年を迎え、再社会化思想が厳しい現実と直面している時期に正面からこのように判断を行ったことに求められるだろう。「死んだもの」として宣告されていた再社会化原則のマグナ・カルタ⁽²¹⁾、「再統合の原則がもはや無条件には「時代精神」と適うものではなくなっており、抑圧的で、或いはただ身柄を拘束しておく状態

のみが拡大している時代において、人間化、人権や人間の尊厳に方向づけられた執行政策に活力を与えうるシグナル⁽²²⁾」との評価は、決して過大なものとは言えないであろう。例えば、Harald Preusker は、行刑法施行二〇周年に際し、「再社会化行刑の社会的正当性の危機」を論じたのであった。一九七六年行刑法の立法者が予測しえなかった被收容者の人的構成の変化（短期自由刑や代替自由刑対象者の増加、外国人被收容者の増加、薬物事犯の増加、重大犯罪による被收容者の増加）や、行刑を取り巻く社会的な条件枠組みの変化（執行の個別化を不可能なものとし、人間への関心そのものをも喪失させている過剰収容、被收容者の約半数しか職に就いていない原因となっている高い失業率、被收容者の再社会化よりも安全を求める時代精神）が見られる上に、被收容者は期待を裏切られ、施設職員は過剰な負担を負い、刑事政策は「法と秩序 (Law and order)」をますます最前にしていく。犯罪学は懐疑的に処遇行刑と対峙しており、住民は犯罪に対する過剰な不安を抱き、執行の緩和をますます受け容れなくなっている、というのである。⁽²³⁾ Horst Schiler-Springorum も、行刑法の次代の方角性を占う前提として近時の展開を左右している要素を析出する際に、「新たなコントロール・パラダイム」や「財政的観点」と並んで、「再社会化の終焉」という事項に焦点を

当てたのであった。⁽²⁴⁾

連邦憲法裁判所が、立法者の不作為を厳しく批判する形で、行刑法第二〇〇条を違憲と判断した点も、また重要であろう。それは、この二〇年間、行刑法の意に反し、作業報酬を引き上げる立法的な試みが生じてはラントの反対に遭い挫折するということが繰り返されていた、という意味においてばかりではなく、第二〇〇条が経過規定の一つでもあるからである。行刑法施行一五周年に際し「改革か残址か (Reform oder Ruine?)」と問った Heinz Müller-Dietz が、「発展がさらに滞るとすれば、いずれにしてもそれは一九八条から二〇一条までの経過規定により行刑法が形作ったトルソーから、そして現在には財政的理由からであり、そのために行刑法は今にも残址になろうとしている」と指摘していたように、経過規定の存在は、一九七六年行刑法の発展を妨げるものと評価されていたからである。そして、行刑法施行二〇周年にあたり、この H. Müller-Dietz の指摘は的中していると評価した F. Dinkel もまた、経過規定により未完成なものとなっている法律の形態や実務運用、そして裁量範囲が広いことの結果である法律の無拘束性のために、行刑法が最終的には法的な残址となるおそれがあり、これらの点を改革していく必要性があることを指摘していたのであった。⁽²⁶⁾

もっとも、一九九八年の連邦憲法裁判所判決は、あるべき報酬額を具体的に示した訳ではない。またそれにより、一九

七六年行刑法が残していた課題の全てが解決された訳ではない。健康保険や年金保険への加入といった社会保障法上の地位の問題と並んで、作業義務の問題も、依然、課題として残されている。⁽²⁷⁾ 本判決は、「義務的な作業」が再社会化のための重要な手段であることを指摘している。その一方で、基本法第一二条第三項との関連において、私化の問題をも視野に入れながら、作業義務の問題と執行機関の公的な法律上の責任と結びつけて理解した上で、作業義務自体は基本法に違反しないと判断しているのである。しかし、Günter Bemann が指摘するように、被収容者が処遇を受ける客体としての役割ではなく、その主体的な役割を果たしてこそ、再社会化は達せられるものであろう。そうであれば、作業報酬の問題についても、作業義務を前提として措定した上で、刑務作業と再社会化とを「正当な評価」という概念で媒介し、⁽²⁸⁾ 作業報酬に関する規定の合憲性を論じるという手法ではなく、直截に、再社会化目的と社会との同化原則から解決を図るという手法もありえたように思われる。

三 今後の展望

刑務作業、殊に作業報酬に関する問題が、歴史的に見て、「監獄改革の晶出点そのもの」であったとすれば、⁽³⁰⁾ ドイツ行

刑法は、一九九八年連邦憲法裁判所判決を契機として、この歴史的な問題を——僅かにではあっても——緩和させる方向で、さらなる一步を踏み出すことになるであろう⁽³¹⁾。

もとより、Lebach 判決が注意深く指摘していたように、「再社会化」原則は、被收容者を受け容れるべき社会の側のあり方、被收容者が施設收容前に置かれていた生活状態をも必然的に問題とする。Gerhard Spieg は、①薬物濫用やアルコールの濫用があること、②妻や夫などのパートナーとのしつかりした関係がないこと、③自立した社会的な態度を持っていないことと並んで、④失業していること、⑤自分で自由にできる金銭が月五〇〇マルクを下回っていること、⑥負債が五〇〇〇マルクを上回っていること、⑦返済や支払の猶予、債務の免除などがまだ未整理であること、という経済的な要素が、保護観察の取消しに影響を与えていることを明らかにして⁽³²⁾。Nordrhein-Westfalen における Wolfgang Wirth の研究によれば、被收容者の釈放後の生活は、施設の中で身につけた資格というよりも、釈放後にその技能を用いることができる仕事を見つけることができるか否かに大きく依存している。釈放後に仕事を見つけないことができなかった場合、専門的な訓練を受けた被收容者の八〇％が再犯を重ねている一方で、訓練に見合った種類の職業を見つけたものは三三％にとどまっていた⁽³⁴⁾。また F. Dinkel が Schleswig-

Holstein において行った調査によれば、被收容者は、男女各々、平均一萬マルクの借金を負っており、釈放時に、男性で平均四七二マルクを、女性で三九六マルクを手にしたに過ぎない。釈放された者の六二％から七三％は、施設收容前に雇用状態になく、男性のうち二九％が社会保障に頼って生活を送っており、さらに三三％が失業手当を得て生活を送っていた。女性では四二％が社会保障に頼っていた⁽³⁵⁾。女子被收容者の家族のうち、五九％が貧困と判断される線を下回る生活を送っていたことを指摘する一九八〇年代半ばに行われた調査も存在している⁽³⁶⁾。「社会政策こそ最良の刑事政策である」との法諺は、ここでも妥当するのである。

ドイツにおいて、再社会化思想を理念に掲げる行刑法を取り巻く現実には、依然、厳しいと言える。ドイツ行刑法をめぐる動向とそこから示唆される事柄は、わが国にとっても、決して対岸の火事ではない。一九九八年連邦憲法裁判所判決が、本来の意味で「再社会化原則のマグナ・カルタ」となりうるのか、今後の趨勢を見守る必要がある。

(1) 邦訳として、吉田敏雄「一九七六年三月一六日のドイツ行刑法——自由刑および自由剝奪の改善、保安処分執行に関する法律」北海学園大学二巻一号(一九七六)一一九頁以下、朝倉京一「一九七六年西ドイツ行刑法」監獄法改正資料二四号(一九七七)を参照。

(2) Ulrich Kamann, Die Blindheit der Justitia oder: die rea-

Kritikre Entwicklung im Strafvollzug. Neue Kriminalpolitik

Jg. 8 Hft. 2 1996, S. 16.

(3) 二〇周年を迎えた行刑法を取り巻く現実に対する評価は、施行一〇周年に際するものよりも、むしろ悲観的なものへと傾斜を見せつつあると言えよう。マインツ行刑法一〇周年に際する総括と課題として、以下、次の文献を参照。Frieder Dinkel; Angela Kunkat, Zwischen Innovation und Restauration. Neue Kriminalpolitik Jg. 9 Hft. 2 1997, S. 24ff., Rüdiger Wulf, 20 Jahre Strafvollzugsgesetz—eine Halbzeithilanz—, ZfStVo Jg. 47 Hft. 1 1998, S. 16ff., Heinz Müller-Dietz, 20 Jahre Strafvollzugsgesetz—Anspruch und Wirklichkeit—, ZfStVo Jg. 47 Hft. 1998, S. 12ff., Gabriele Kawamura, 20 Jahre Strafvollzugsgesetz—Auswirkungen auf die Wiedereingliederung Straffälliger—, ZfStVo Jg. 47 Hft. 2 1998, S. 86ff., Gabriele Kawamura; Richard Reindl (Hrsg.), Wiedereingliederung Straffälliger. Eine Bilanz nach 20 Jahren Strafvollzugsgesetz. Freiburg 1998, Karl Heinrich Schäfer; Ulrich O. Sievering (Hrsg.), 20 Jahre Strafvollzugsgesetz. Behandlung zwischen Erfolgsbilanz und Offenbarungsgeiz? Frankfurt am Main 1998, *インテンシブ・リハビリテーション* (宮澤浩一訳)「マインツ連邦共和国における行刑改革の発展と展望」刑政一〇四巻六号(一九九三)一六頁以下、土井政和「マインツ行刑法一〇周年の評価」刑政一〇九巻一〇号(一九九八)七八頁以下。マインツ行刑法施行一〇周年に際する総括的な議論に關しては、以下の文献を参照。Hans-Dieter Schwind; Gernot Steinhiper; Alexander Böhm (Hrsg.), 10 Jahre Strafvollzugsgesetz. Heidelberg 1988, 土井政和「行刑法の理念に達く及ばぬ実務」『監獄の現在』日本評論社(一九八八)二五八頁以下。行刑法施行一〇周年、二〇周年、それぞれに際する連邦議會での総括的

な議論として、次の文献を参照。Antwort der Bundesregierung

auf die Große Anfrage der Abgeordneten Frau Nickels und der Fraktion Die Grünen—Drucksache 11/1202—, 10 Jahre Strafvollzugsgesetz—Kriminalpolitische Bestandsaufnahme und Perspektiven vom 05. 04. 1989. BT-Drs. 11/4302, Antwort der Bundesregierung auf die Große Anfrage der Abgeordneten Volker Beck (Köln), Christa Nickels, Gerald Häfner, weiter Abgeordneter und der Fraktion Bündnis 90/Die Grünen—Drucksache 13/6683—, 20 Jahre Strafvollzugsgesetz—Bilanz und Perspektiven—vom 02. 12. 1997. BT-Drs. 13/9329.

(4) Frieder Dinkel, Minimale Entlohnung. Verfassungswidrig! Neue Kriminalpolitik Jg. 10 Hft. 7 1998, S. 15.

(5) Frieder Dinkel, Germany. in: Dirk van Zyl Smit; Frieder Dinkel (ed), Prison Labour: Salvation or Slavery? 1999, p. 88. F. Dinkel 博士「経済的制裁と禁錮、執行緩和の措置を適用すること」は、その悪用数の増加とは結びついていないことを指摘している。また、執行緩和に關し制限的であるか否かは悪用数とは関連しないことを指摘し、緩和の制限は、濫用を悪用の具体的な危険性があつ場合に限られるべきであると主張している。

(6) Nikolaus Wrage, Die Ökonomische Situation der Strafgefangenen oder: Die Achillesferse des Resozialisierungsvollzugs. ZRP Jg. 30 Hft. 11 1997, S. 435.

(7) Axel D. Neu, Betriebswirtschaftliche und volkswirtschaftliche Aspekte einer tariforientierten Gefangenenentlohnung. ZfStVo Jg. 44 Hft. 3 1995, SS. 152, 159. Axel D. Neu 博士は、連邦平均で見た場合、一九八九年に一労働日当たり九・三六マルクだった作業報酬金は、一九九〇年には九・七一マルク、一九九一年には一〇・二九マルクへと増加している。一九九一年における

各ラントの比較を見た場合、Berlinが一六・四六マルク、Hessenが九・八五マルク、Baden-Württembergが九・八二マルク、Niedersachsenが九・四二マルク、Schleswig-Holsteinが九・二五マルク、Hamburgが八・七七マルク、Saarlandが八・四七マルク、Rheinland-Pfalzが八・四五マルク、Bremenが八・三八マルクとなっている。なお、Michel Walter, *Stratvöllzug*. 2. Aufl. München, u. a. 1999, S. 410, Hans-Dieter Scheindl, *Alexander Böhm (Hrsg.)*, *Stratvöllzug (StVollzG)*. 3. Aufl. Berlin, New York 1999, § 43 Rdnr. 13⁹⁹は同等の数値を挙げる。

(20) Frieder Dunkel, *Empirische Beiträge und Materialien zum Stratvöllzug*. Freiburg 1992, SS. 113, 284. ヴァン・ド・低額では、小さなアパートの一月分の家賃を賄うことすらできないことも指摘されている。vgl. F. Dunkel 1999 (Anm. 5), P. 79.

(6) 一九七三年の政府草案は、他の処遇措置との関係があるために被収容者は一般労働者のように労働力を自由にできないこと、出入所により労働力が頻繁に入れ替わったり、必要となる保安上の安全措置のために生産力が限られることを、賃金制を採らなざる理由として挙げている。Bundesregierung, *Entwurf eines Gesetzes über den Vollzug der Freiheitsstrafe und der freiheitsentziehenden Maßregeln der Besserung und Sicherung—Stratvöllzugsgesetz (StVollzG)* vom 23. 07. 1973—BT-Drs. 7/918, S. 67f. 一九七二年段階の政府草案については、朝倉京一「一九七二年西ドイツ行刑法政府案について(一)」(元)「刑政八四巻七号(一九七三)四四頁以下、八号四六頁以下、九号五六頁以下、一〇号五〇頁以下、一一号三二頁以下、八五巻一号(一九七四)四二頁以下を参照。

(10) 勿論、賃金制を導入すべきであるという学理的な主張は強く唱えられていた。一九七三年の行刑法政府草案への代案として公

にされた、いわゆる代案教授グループによる「行刑法の対案」では、第八七条において賃金制の導入が主張されていた。vgl. *Alternativ-Entwurf eines Stratvöllzugsgesetzes*. Tübingen 1973, S. 150f. 「代案」については、斉藤誠二「西ドイツの行刑法対案をめぐって(一)」(三)「法律のひろば」二六巻二号(一九七三)三九頁以下、三九五頁以下、四四四頁以下も参照。

(11) 作業報酬に関する規定をめぐる一九七六年行刑法の立法経過と行刑法施行後の立法動向については、次の文献を特に参照。

Hans-Dieter Schwind, *Alexander Böhm (Hrsg.)*, *Stratvöllzugsgesetz (StVollzG)*. Berlin, New York 1983, § 43 Rdnr. 3, S. 223f., Johannes Feest (Hrsg.), *Kommentar zum Stratvöllzugsgesetz*. 4. Aufl. Luchterhand 2000, § 43 Rdnr. 3, 4, S. 328, Rolf-Peter Callies; Heinz Müller-Dietz, *Stratvöllzugsgesetz*. 8. Aufl., München 2000, § 43 Rdnr. 2, S. 338ff. 宮澤浩一「西ドイツの新行刑法について」法律時報四八巻七号(一九七六)六四頁以下も参照。

(12) BT-Drs. 7/918 (Anm. 9), SS. 15, 67f. なお、一九七一年連邦司法省行刑法委員会草案については、朝倉京一「行刑法的規制の問題—一九七一年ドイツ行刑法典草案にみる—」刑政八二巻九号(一九七二)二頁以下、斉藤誠二「一九七一年西ドイツ行刑法草案をめぐって(一)」(三)「元」警察研究四二巻九号(一九七二)三三頁以下、一〇号六一頁以下、一一号五五頁以下、団藤重光「ドイツ行刑法草案(一九七一年)について(その二)」(その三)「元」刑政八二巻八号(一九七二)三四頁以下、八三巻五号(一九七二)一六頁以下、八号二〇頁以下、朝倉京一・鈴木義男・斉藤誠二・樋口幸吉・大芝靖郎・川原富良「座談会」一九七一年西ドイツ行刑法草案をめぐって」罪と罰一〇巻一号(一九七二)四頁以下を参照。

(13) Bericht und Antrag des Sonderausschusses für die Straf-

rechtsreform zu dem von der Bundesregierung eingebrachten Entwurf eines Gesetzes über den Vollzug der Freiheitsstrafe und der freiheitsentziehenden Maßregeln der Besserung und Sicherung—Stratvollzugsgesetz (StVollzG)—vom 29. 08. 1975, BT-Drs. 7/3998, SS. 22, 54, 130f. 社会保障法案などの関係において「地域別賃金は、俸給の尺度としては、将来、完全に用いられなくなる」ということが、政府草案とは異なる算定基準を採用する理由とされた。

(14) Bundesrat, Empfehlungen der Ausschüsse zum Gesetz über den Vollzug der Freiheitsstrafe und der Freiheitsentziehenden Maßregeln der Besserung und Sicherung—Stratvollzugsgesetz (StVollzG) vom 13. 11. 1975, BR-Drs. 685/1/75, S. 3f. 諸ハンマーから提出された提案における作業報酬率は Nordrhein-Westfalen により、漸次的な増加（一九七七年一月一日から一九八〇年二月三十一日までが五％、一九八一年一月一日から一九八二年二月三十一日までが六％、一九八三年一月一日から一九八四年二月三十一日までが七％、一九八五年一月一日から一九八六年二月三十一日までが八％、一九八七年一月一日から一九八八年二月三十一日までが九％、一九八九年一月一日からは一〇％）が提唱された他に、五％にとどまるものもあつた。vgl. BR-Drs. 685/3/75, S. 5, BR-Drs. 685/4/75, S. 6, BR-Drs. 685/5/75, S. 5, BR-Drs. 685/6/75, S. 6f.

(15) Bundesregierung, Entwurf eines Ersten Gesetzes zur Fortentwicklung des Stratvollzuges—Erstes Stratvollzugs-Fortentwicklungsgesetz (1. StVollzFG)—vom 08. 11. 1979, BT-Drs. 8/3335, S. 1, Bundesregierung, Entwurf eines Ersten Gesetzes zur Fortentwicklung des Stratvollzuges—Erstes Stratvollzugs-Fortentwicklungsgesetz (1. StVollzFG)—vom 11. 06. 81, BT-

Drs. 9/566, S. 1.

(9) BT-Drs. 8/3335 (Anm. 15), S. 5ff., BT-Drs. 9/566 (Anm. 15), S. 5ff. 政府草案は「作業報酬率を上げることに代つて、被收容者が橋渡し金をより多く貯めることが可能となることも指摘している。またさらに、「作業報酬を算定基準の一〇％にまで増加させることは、作業成績に見合った報酬を被收容者に与えるための更なる一歩である。それは一九七五年一月六日のドイツ連邦議会の法律委員会の見解において元々予定されていた。第二〇〇条が示す、作業報酬の高さに関する第二段階に相当するものである」とも述べており、その上で「将来的にも作業報酬を引き上げる必要がある」ことを表すために第二〇〇条第二項も改正する旨も述べらる。

(17) Vgl. BT-Drs. 8/3335 (Anm. 15), S. 9, BT-Drs. 9/566 (Anm. 15), S. 9. 第八立法期において、連邦参議院は「作業報酬率を増加させるとしても七％が限界である旨、主張している。それに対し、連邦政府は、作業報酬を引き上げ、釈放後の橋渡し金のために貯めることができる金額を増やすことで被收容者の再統合のための重要な前提がつけられること、連邦参議院の主張する七％では、そのために不十分である」ことを指摘して、(BT-Drs. 8/3335 (Anm. 15), S. 10)。同様の事柄は、法律委員会の決議勧告でも述べられており、(vgl. Beschlußempfehlung und Bericht des Rechtsausschusses (6. Ausschuß) zu dem von der Bundesregierung eingebrachten Entwurf eines Ersten Gesetzes zur Fortentwicklung des Stratvollzuges—Erstes Stratvollzugs-Fortentwicklungsgesetz (1. StVollzFG)—vom 25. 04. 1980, BT-Drs. 8/3958, S. 11f.

(22) Bundesrat, Entwurf eines Gesetzes zur Änderung des Stratvollzugsgesetzes vom 08. 12. 1988, BT-Drs. 11/3694, S. 6. v

- は、橋渡し金を増加させるなどの重要性なども、物理的な損害の回復を行うことが可能となることも理由づけとして用いられている。vgl. BT-Drs. 11/3694, SS, 7, 13.
- (61) 本判决に関する評釈として、以下の文献を参照。F. Dinkel 1998 (Anm. 4), S. 14f, Axel D. Neu, Der Gesetzgeber bleibt getreut. Neue Kriminalpolitik Jg. 10 Ht. 4 1998, S. 16ff, Ulrich Kamann, Das Urteil des Bundesverfassungsgerichts vom 1. 7. 1998 (StV 98, 438) zur Gefangenentlohnung. Ein nicht kategorischer Imperativ für den Resozialisierungsvollzug, StV Jg. 19 Ht. 6 1999, S. 348, Guido Britz, Leistungsgerechtes Arbeitsentgelt für Strafgefangene? ZStStrVo Jg. 48 Ht. 4 1999, S. 195ff, Heinz Müller-Dietz, Arbeit und Arbeitsentgelt für Strafgefangene, Jus Jg. 39 Ht. 10 1999, S. 952ff, Horst Schtler-Springorum, Angemessene Anerkennung als Arbeitsentgelt. Das Bundesverfassungsgericht zur Arbeit im Strafvollzug, in: Wolfgang Feuerhelm; Hans-Dieter Schwind; Michael Bock (Hrsg.), Festschrift für Alexander Böhm zum 70. Geburtstag am 14. Juni 1999, Berlin, New York 1999, S. 219ff.
- (20) Johannes Feest (Hrsg.), Kommentar zum Strafvollzugsgesetz. 3. Aufl. Luchterhand 1990, § 200 Rdnr. 1, S. 799.
- (21) U. Kamann 1999 (Anm. 19), S. 348ff.
- (22) F. Dinkel 1998 (Anm. 4), S. 14.
- (23) Herald Preusker, Neue Klienten des Strafvollzuges—Resozialisierungsvollzug in der Legitimationskrise? in: G. Kawamura; R. Reindl 1998 (Anm. 3), S. 30ff. H. Preuskerによれば、一九九七年におよび一年未満の短期自由刑の対象者は新入所者の約四〇％に達しており、一九七五年に自由刑のうち四・一％だった代替自由刑は、一九九五年には七・三三％へと増加している。また、一九七七年の約九％だった全被收容者中の外国人被收容者の割合は、一九九五年には約二五％、九〇〇〇人に達しており、一九七〇年には全被收容者のうち僅か〇・二％に過ぎなかった薬物事犯の被收容者は、一九九五年には一二・五％にもはっている。さらに、重大犯罪を理由とした被收容者は、一九七七年から一九九五年までの間には約二倍へなっている。
- (24) Horst Schtler-Springorum, Strafvollzug in 20 Jahren—Hoffnungen und Befürchtungen. in: G. Kawamura; R. Reindl 1998 (Anm. 3), S. 144ff.
- (25) Heinz Müller-Dietz, Reform oder Ruine. Neue Kriminalpolitik Jg. 4 Ht. 1 1992, S. 27, R.-P. Callies; H. Müller-Dietz 2000 (Anm. 11), § 198 Rdnr. 1.
- (26) F. Dinkel; A. Kunkat 1997 (Anm. 3), S. 24ff.
- (27) 年金保険の問題については、特に長期の被收容者が著しく不利益を被り、彼らが退職年齢に達した時に、ある意味では二度目の処罰を受けることになり、事実上の二重処罰となるという批判、被收容者の家族も著しく不利益を被り、そのことは刑の本来的な内容でなくばかりか、有罪判決でも正当化できないものであるという批判がある。vgl. Michael Rosenthal, Arbeitslohn im Strafvollzug. Neue Kriminalpolitik. 2/1998, S. 14.
- (28) Günter Bemann, Entlohnung von Strafgefangenen für Zwangsarbeit und Resozialisierungsgebot. StV 11/1998, S. 604f. 或いは、失業率が高き社会的状況に直面する中で H. Preusker が指摘しているように、伝統的に刑行におおて高く評価されてきた作業が占める価値そのものを見直す必要があるのかもしれない。vgl. H. Preusker 1998 (Anm. 23), S. 39f.
- (29) なお、連邦憲法裁判所は「正当な評価」とのかかわりにおいて善時制導入の可能性にも触れている。vgl. BVerfGE 98, 202.

- 「正当な評価」に焦点を当て、本判決の意義を論じるものとして、H. Schüler-Springourm 1999 (Anm. 19).
- (30) Frieder Dinkel; Dirk van Zyl Smit, Arbeit im Strafvollzug — Ein internationaler Vergleich. in: Hans-Jörg Albrecht; Frieder Dinkel; Hans-Jürgen Kerner; Josef Kitzinger; Heinz Schöck; Klaus Sessar; Bernhard Villmow (Hrsg.), Internationale Perspektiven in Kriminologie und Strafrecht. Festschrift für Günther Kaiser zum 70. Geburtstag. Berlin 1998 Halbbd. 2, S. 1161.
- (31) 連邦司法省による一九九九年四月一五日の討議案が基準率を一〇％へ引き上げようのに対し、諸サントの司法大臣からなる司法大臣会議による一九九九年一月一〇日の草案は七％にとどめるべきことを主張している。また、連邦憲法裁判所判決が「正当な評価」の一例として善時制の可能性に触れていることに関連して、連邦司法省の討議案は、刑務作業による拘禁期間の短縮化を掲げよう。vgl. J. Feest 2000 (Anm. 11), § 44 Rdnr. 8, § 200 Rdnr. 3, 4, 7, 11に對し、学理的主張としては、少なくとも二五％を求める声が強し。vgl. N. Wraage 1997 (Anm. 6), S. 436, F. Dinkel 1998 (Anm. 4), S. 14.
- (32) 「憲法上の価値ある(再社会化の)要請は、社会の自己了解に応じるものであり、社会は、人間の尊厳を憲法の価値秩序の中心に置き、社会国家の原則に対して義務を負っているのである」(BVerfG 35, 235)。櫻木澄和「西ドイツ刑法立法法の理論問題と現実問題」法律時報四七卷一〇号(一九七五)四八頁以下も参照。
- (33) こうした七つの要素が全くないか一つだけある場合、保護観察が取り消される見込みは二九％であるのに対し、五个から七個の要素がある場合、見込みは九一％にまで高まる、という。Gerhard Spiel, Probleme praxisbezogener Forschung und ihrer
- Umsetzung am Beispiel der Bewährungsprognose. in: Helmut Kury (Hrsg.), Prävention abweichenden Verhaltens — Maßnahmen der Vorbeugung und Nachbetreuung. Köln, u. a. 1982, S. 590ff.
- (34) Wolfgang Wirth, Notwendigkeit und Schwerpunkte von Arbeitsprojekten der Freien Straffälligenhilfe. in: Raimund Homesch; Gabriele Kawamura; Richard Reinelt (Hrsg.), Verarmung—Abweichung—Kriminalität. Bonn 1996, S. 72ff.
- (35) Frieder Dinkel, Empirische Beiträge und Materialien zum Strafvollzug: Bestandaufnahmen des Strafvollzugs in Schleswig-Holstein und des Frauenvollzugs in Berlin. Freiburg, 1992, SS. 122ff., 284ff., 374ff.; 被釈放者の生活に関しては、次の文献も参照。Bundesarbeitsgemeinschaft für Straffälligenhilfe, 「Arbeitsrechte Entlohnung für Inhaftierte. ZfStrVo Jg. 42 Ht. 3 1993, S. 174 ff.
- (36) Vgl. F. Dinkel 1999 (Anm. 5), P. 97.
- (37) 一九八〇年代の調査に基づくものではあるが、法務省法務総合研究所編「昭和六三年版 犯罪白書」大蔵省印刷局(一九八八)三五六頁は、「多数受刑者に係る本刑入所前の生活状況の特徴」として、①大多数の者は、家族から見捨てられ又は一家離散して孤立し、頼るべき身内の者がいないこと、②未婚の者が半数を超え、また、婚姻しても離別した者が七割弱を占めるなど、人生の伴侶に恵まれていないこと、③その多くは住所不定者であり、また、高齢者であること、④初入刑時からの無職者が多いことを挙げ、「家庭環境や生活状態が悪化しているのが特徴的である」と指摘している。
- 【附記】脱稿後、二〇〇一年一月一日施行の改正刑法にて、作業報酬の算定基準率が九％に引き上げられた、との報に接した。